

社会福祉法人川越市社会福祉協議会地域福祉活動支援補助金交付事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域福祉活動を行う団体に対し、社会福祉法人川越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金交付手続については、社会福祉法人川越市社会福祉協議会社会福祉関係団体補助金等交付手続に関する規程（昭和59年規程第2号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地域福祉活動」とは、地域社会の中で福祉サービスを必要とする個人及び世帯の自立を図ることを目的とする活動をいう。

(事業の目的)

第3条 地域福祉活動支援補助金交付事業は、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての地域福祉活動を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 川越市内に活動場所を有する団体であること。
- (2) 2名以上で構成されていること。
- (3) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (4) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。
- (5) 川越市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）に規定する暴力団でない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

2 前項の補助の対象となる者が自治会である場合においては、当該自治会は、川越市自治会連合会に加入している自治会であるものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域における家事援助等の助け合い事業
- (2) 高齢者、障害者、子ども、乳幼児等を対象とした地域における仲間づくり、生きがいくくり、居場所づくりに寄与する事業
- (3) その他、地域福祉の推進に資する事業

2 次の事業は助成対象外とする。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 現金又は物品の配布のみを行う事業
- (3) 国、地方公共団体又は本会から補助金等の交付を受けている事業
- (4) 特定の個人のみが利益を受ける事業
- (5) 地域福祉活動のないイベントやお祭りなどの事業
- (6) その他、地域福祉の推進に資すると認められない事業
(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業の運営に要する経費のみとし、次に掲げる経費は、補助対象経費の対象としないものとする。

- (1) 補助団体の運営に関する経費（車両や不動産等の維持費、家賃）
- (2) 補助団体の構成員に対する人件費、謝礼、交通費及び宿泊費に関する経費
- (3) 補助団体の構成員による会合等の飲食費に関する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が補助対象経費することが適当でない
と認めた経費
(補助金)

第7条 地域福祉活動支援補助金は、1団体あたり1年度につき5万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。
(様式)

第8条 規程第4条第1項の申請書は、地域福祉活動支援補助金交付事業申請書（様式第1号）によるものとする。この場合において、規程第4条第2項の添付書類は、地域福祉活動支援補助金交付事業実施計画書（様式第2号）及び地域福祉活動支援補助金交付事業収支予算書（様式第3号）とする。

- 2 規程第7条第1項の交付決定通知書は、地域福祉活動支援補助金交付事業決定通知書（様式第4号）によるものとする。

- 3 規程第13条の実績報告書は、地域福祉活動支援補助金交付事業実績報告書（様式第5号）によるものとし、併せて地域福祉活動支援補助金交付事業実施状況表（様式第6号）及び地域福祉活動支援補助金交付事業収支決算書（様式第7号）を添付するものとする。

- 4 規程第14条の補助交付確定通知書は、地域福祉活動支援補助金交付事業確定通知書（様式第8号）によるものとする。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。